

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000,000
第一回第十四種の優先株式 (注) 1.	900,000,000
第二回第十四種の優先株式 (注) 1.	900,000,000
第三回第十四種の優先株式 (注) 1.	900,000,000
第四回第十四種の優先株式 (注) 1.	900,000,000
第一回第十五種の優先株式 (注) 2.	900,000,000
第二回第十五種の優先株式 (注) 2.	900,000,000
第三回第十五種の優先株式 (注) 2.	900,000,000
第四回第十五種の優先株式 (注) 2.	900,000,000
第一回第十六種の優先株式 (注) 3.	1,500,000,000
第二回第十六種の優先株式 (注) 3.	1,500,000,000
第三回第十六種の優先株式 (注) 3.	1,500,000,000
第四回第十六種の優先株式 (注) 3.	1,500,000,000
計	51,300,000,000

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとする。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとする。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとする。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,392,498,945	25,392,498,945	東京証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株
計	25,392,498,945	25,392,498,945	—	—

(注) 米国預託証券 (ADR) をニューヨーク証券取引所に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2009年1月30日（取締役会決議）		
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役	4名	
	当社の執行役員	4名	
	子会社の取締役	14名	
	子会社の執行役員	71名	

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	0	0
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注) 1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	0	0
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2009年2月17日～2029年2月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2009年9月3日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	0	0
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	0	0
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2009年9月28日～2029年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 169,690円 資本組入額 1,000株につき 84,845円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2010年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員 71名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	52	0
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000	0
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2010年8月27日～2030年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 120,520円 資本組入額 1,000株につき 60,260円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2011年11月18日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の執行役員 6名 子会社の取締役 26名 子会社の執行役員 130名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	271	102
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	271,000	102,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2011年12月9日～2031年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 92,840円 資本組入額 1,000株につき 46,420円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2012年7月31日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の執行役員 11名 子会社の取締役 23名 子会社の執行役員 150名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	847	223
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	847,000	223,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2012年9月3日～2032年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 114,250円 資本組入額 1,000株につき 57,125円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2014年1月31日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の執行役員 36名 子会社の取締役 22名 子会社の執行役員 134名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	891	210
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	891,000	210,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2014年2月18日～2034年2月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 193,610円 資本組入額 1,000株につき 96,805円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

決議年月日	2014年5月14日取締役会決議及びかかる取締役会決議による委任に基づく同年11月14日付の執行役社長による決定
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の執行役 12名 当社の執行役員 37名 子会社の取締役 32名 子会社の執行役員 113名

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,184	831
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,184,000	831,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2014年12月2日～2034年12月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 187,990円 資本組入額 1,000株につき 93,995円	同左
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役、執行役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役、執行役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1.～(注)2.	358,012,780	25,536,649,967	431	2,255,404	431	1,195,296
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)3.～(注)4.	408,627,690	25,945,277,657	386	2,255,790	386	1,195,682
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)5.～(注)7.	△558,969,712	25,386,307,945	484	2,256,275	484	1,196,167
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)8.	3,337,000	25,389,644,945	273	2,256,548	273	1,196,440
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)9.	2,854,000	25,392,498,945	218	2,256,767	218	1,196,659

(注) 1. 2014年4月1日から2015年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式99,530,400株の取得請求により、普通株式351,822,780株が増加いたしました。

2. 2014年4月1日から2015年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式6,190,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ431百万円増加いたしました。

3. 2015年4月1日から2016年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式114,197,300株の取得請求により、普通株式403,667,690株が増加いたしました。

4. 2015年4月1日から2016年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式4,960,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ386百万円増加いたしました。

5. 2016年4月1日から2017年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式6,105,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ484百万円増加いたしました。

6. 2016年4月1日から2016年7月1日までに、第十一回第十一種優先株式98,923,600株の取得請求及び一斉取得により、普通株式349,677,288株が増加いたしました。

7. 第十一回第十一種優先株式(914,752,000株)につきましては、2016年7月13日付で全ての株式を消却いたしました。

8. 2017年4月1日から2018年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式3,337,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ273百万円増加いたしました。

9. 2018年4月1日から2019年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式2,854,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ218百万円増加いたしました。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	281	386	91	13,780	927	1,092	982,583	999,140	—
所有株式数 (単元)	83,053	71,609,147	14,282,791	31,035,783	57,837,055	78,896	78,928,551	253,855,276	6,971,345
所有株式数の割合 (%)	0.03	28.21	5.63	12.23	22.78	0.03	31.09	100.00	—

- (注) 1. 自己株式6,520,138株は「個人その他」に65,201単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。
 なお、自己株式6,520,138株は、株主名簿上の株式数であります。2019年3月31日現在の実保有株式数と同数であります。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、923単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,360,079,600	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,065,112,500	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	525,839,800	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	516,271,400	2.03
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	393,575,328	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	392,747,217	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	349,978,800	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	339,733,700	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	325,188,100	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	288,707,000	1.13
計	—	5,557,233,445	21.89

(注) ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者である6社から、2015年5月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年5月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	株式 377,227,400	1.48
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55	株式 31,639,100	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド (BlackRock Life Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	株式 70,297,626	0.28
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン イン ターナショナル・ファイナンシャル・ サービス・センター JPモルガン・ハウ ス	株式 115,388,790	0.45
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	株式 289,045,040	1.13
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシ スコ市 ハワード・ストリート 400	株式 385,338,781	1.51
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユー ケー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ア ベニュー 12	株式 43,271,310	0.17
計	—	1,312,208,047	5.14

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,520,100	—	普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載されております。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 25,379,007,500	253,790,075	同上
単元未満株式	普通株式 6,971,345	—	—
発行済株式総数	25,392,498,945	—	—
総株主の議決権	—	253,790,075	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が92,300株及び当社グループの役員株式給付信託 (BBT) において資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式18,917,800株がそれぞれ含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数923個及び同信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する議決権の数189,178個がそれぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,520,100	—	6,520,100	0.02
計	—	6,520,100	—	6,520,100	0.02

(注) 当社グループの役員株式給付信託 (BBT) において資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式18,917,800株 (0.07%) は、上記の自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、みずほフィナンシャルグループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的に、信託を活用した株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

① 本制度の概要

本制度は、役員株式給付信託（BBT）と称される仕組みを採用しており、当社が拠出する金銭を原資として（※）、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の役員、執行役員及び専門役員に給付されるものであり、役位に応じて株式等を給付する制度（以下、「株式報酬Ⅰ」という。）及び当社グループの全社業績等に応じて株式等を給付する制度（以下、「株式報酬Ⅱ」という。）からなります。

「株式報酬Ⅰ」では、役位に応じた確定数の株式を原則として退任時に給付し、会社や本人の業績等次第で減額や没収が可能な仕組みとしております。

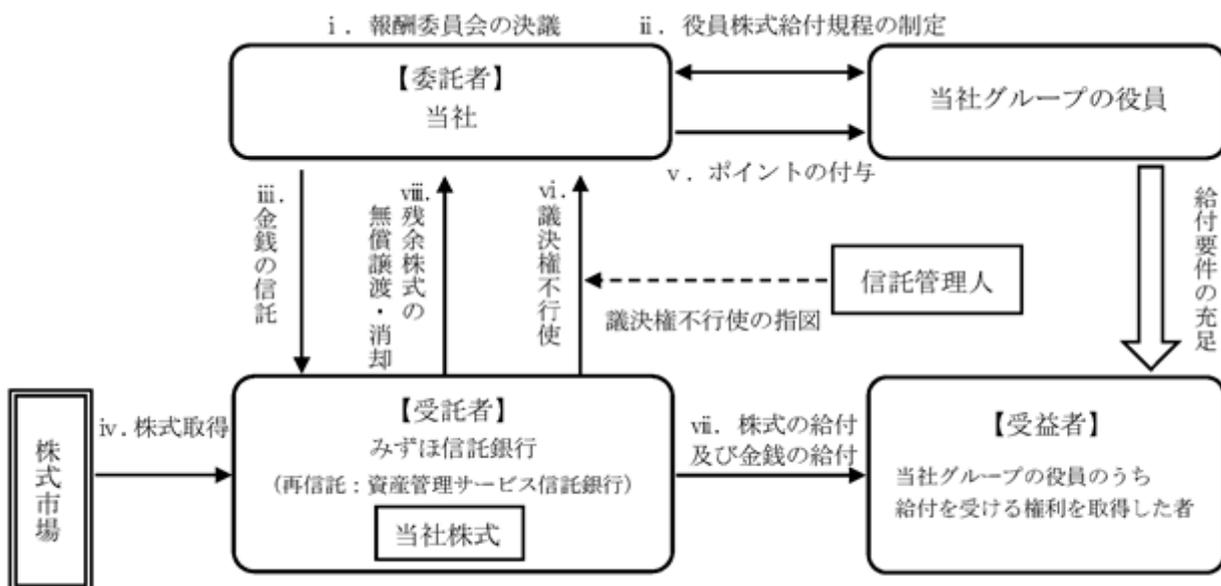
「株式報酬Ⅱ」では、当社グループの全社業績、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、及び本人の成果等に応じて決定された株式を3年間に亘る繰延給付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みとしております。

本制度に基づく当社株式の給付については、株式給付規程に基づき、一定割合について、株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭の給付を行います。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとしております。

※ 当社グループ各社（当社を除く。）は、自社の役員に対する給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払います。

<本制度の仕組み>



- i. 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議。なお、中核3社は、本制度の導入に関して、各社株主総会において役員報酬に関する承認決議。
- ii. 当社及び中核3社は本制度の導入に関して、役員報酬に係る役員株式給付規程をそれぞれ制定。
- iii. 当社は、i.の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託。なお、中核3社は、自らの役員に対してなされた給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払う。
- iv. 本信託は、iii.で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得。
- v. 当社及び中核3社は、役員株式給付規程に基づき、当社グループの役員にポイントを付与。
- vi. 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しない。
- vii. 本信託は、当社グループの役員のうち役員株式給付規程に定める給付要件を満たした受益者に対して、当社株式及び金銭を給付。
- viii. 本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定。なお、本信託終了時の残余金銭（信託期間中の費用等に充当する目的で株式取得資金とは別に拠出する現金準備金を超過する部分に限る。）については、当社、中核3社及び当社グループの役員と利害関係のない団体へ寄附を行う予定。

② 対象者に給付する予定の株式の総数
18,917,831株

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の取締役、執行役、執行役員及び専門役員並びに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の取締役、執行役員及び専門役員のうち役員株式給付規程に定める給付要件を満たす者。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	153,868	27
当期間における取得自己株式	29,301	5

(注) 当期間における取得自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間		
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	
その他	(単元未満株式の買増請求による売渡)	3,964	0	678	0
	(新株予約権の権利行使)	117,000	21	2,879,000	479
保有自己株式数	6,520,138	—	3,669,761	—	

(注) 1. 当期間におけるその他の株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数、単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

3. 当社グループの役員株式給付信託 (BBT) において資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式18,917,800株は、上記の自己株式に含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

当事業年度の株主還元方針につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施するとしております。配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況及びバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式1株当たりの年間配当金につきましては、前事業年度と同額の7円50銭（中間配当3円75銭及び期末配当3円75銭）とさせていただきます。

当社取締役会は、構造改革への取り組みを踏まえた損失を計上した結果、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は大幅減益となりましたが、安定した金融機能発揮の源泉となる普通株式等Tier 1比率（バーゼルⅢ完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く）が、前中期経営計画目標10%を超過達成したこと、当社は安定的な配当を実施する方針であること等を踏まえ、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況及びバーゼル規制を始めとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案の上、しっかりと検討を重ね、当事業年度の普通株式の年間配当金について7円50銭とすることを決定いたしました。

また、当社は、株主の皆様への利益還元をより適時に行うため、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針としております。なお、定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。

当社は、翌事業年度につきましても、引続き「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行してまいります。翌事業年度からの5年間を計画期間とする新しい経営計画を踏まえ、当社取締役会にてしっかりと検討を重ねた結果、新たな株主還元方針として、当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指すことといたします。各事業年度の株主還元につきましては、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況及びバーゼル規制を始めとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

当事業年度の剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額
2018年11月14日 取締役会	普通株式	95,197	3円75銭
2019年5月15日 取締役会	普通株式	95,197	3円75銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、〈みずほ〉の企業活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『〈みずほ〉の企業理念』を制定しております。なお、『〈みずほ〉の企業理念』の内容につきましては、有価証券報告書「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

当社は、『〈みずほ〉の企業理念』を定め、経営の基本方針及びそれに基づく当社グループ全体の戦略を当社が立案し、当社グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を全うしてまいります。

そのために、持株会社である当社は、当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能及び当社グループ各社に対するコントロール機能を担うとともに、当社において、株主からの負託を受けた取締役会を中心とした企業統治システムを構築し、当社グループの経営の自己規律とアカウンタビリティを十分に機能させてまいります。

当社における企業統治システムに関する基本的な考え方は、以下の通りであります。

- (1) 監督と経営の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
- (2) 取締役会は、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
- (3) 〈みずほ〉の経営から独立した社外取締役を中心とした委員会等を活用し、意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保する。
- (4) (1)～(3)を実現する企業統治システムを構成する機関等の設計にあたっては、グローバルに展開する金融グループとして、国内法令の遵守はもとより、コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を当社においても積極的に採用する。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方を実現する制度として、現行法制下においては、指名委員会等設置会社が以下の理由により最も有効であると考え、当社は、指名委員会等設置会社を選択しています。

- (1) 執行役が業務執行の決定及び業務執行を迅速かつ機動的に実施する一方、取締役会が経営の基本方針等の決定と経営の実効的な監督に徹することが可能であること。
- (2) 社外取締役を中心とした指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会により、社外者の視点を十分に活用したチェックアンドバランス機能を最大限確保し、意思決定における妥当性・公正性を客観的に確保することが可能であること。
- (3) 〈みずほ〉のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するために必要となる体制を〈みずほ〉の目指すべき姿や課題を踏まえた形にて構築することが可能であること。
- (4) グローバルに展開し、G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) の一角をなす金融グループとして業界をリードすべき立場にあるという強い認識の下、グローバルに要求されているガバナンス体制に呼応していくこと。さらに、内外の構造変化に機敏に対応しつつ厳しい競争環境に打ち勝つべく、今後もより強靱なガバナンス体制を構築していくこと。それにより、各ステークホルダーの要請に応え、企業の持続的かつ安定的な成長と企業価値及び株主利益の向上を実現し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献するという〈みずほ〉の社会的役割・使命を全うすることが可能となること。

なお、当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組み及び運営方針（取締役会、取締役、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、任意委員会等、当社グループの運営方針、及び当社の顧問制度）に関して定款に次ぐ上位規程として「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を制定し、当社のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/g_report.html#guideline

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制に関する状況や「コーポレートガバナンス・コード」への対応等を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所に提出し、同取引所及び当社のホームページに掲載しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りとなっております。

□監督

○取締役及び取締役会

当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、前述の役割を果たすため、当社グループの内部統制システム（リスク管理、コンプライアンス及び内部監査等）及びリスクガバナンスの体制の適切な構築ならびにその運用の監督を行っております。取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感ある企業経営の実現、及び取締役会による執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、原則として、当社グループの最高経営責任者（グループCEO）である執行役社長に委任しております。

経営に対する監督機能という役割を踏まえ、取締役会の過半数を、社外取締役と業務執行者を兼務しない社内取締役（以下、「社内非執行取締役」といい、社外取締役と併せて「非執行取締役」という）によって構成することとし、現在は、6名の社外取締役、3名の社内非執行取締役、及び5名の執行役を兼務する取締役の合計14名（うち女性2名）の取締役にて構成されております。

取締役会の議長は、取締役会の経営に対する監督という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とし、2014年6月より社外取締役である大田弘子氏が取締役会議長に就任しております。

2018年度は取締役会を14回開催し、特に、新しい経営計画の策定に向けた議論を行いました。取締役の平均出席率は100%となっております。

取締役会（構成員）	
■議長	大田 弘子（社外取締役）
■社外取締役	関 哲夫、甲斐中 辰夫、阿部 紘武、山本 正巳、小林 いずみ
■社内非執行取締役	佐藤 康博、平間 久頭、小杉 雅弘
■執行役を兼務する取締役	坂井 辰史、石井 哲、梅宮 真、若林 資典、江原 弘晃

（2019年6月24日現在）

○指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、及びみずほ証券株式会社（以下、「中核3社」という）の取締役の選任及び解任に関する当社における承認、ならびに中核3社の代表取締役の選定及び解職や役付取締役の選定及び解職に関する当社における承認を行います。

役員人事の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

2018年度は指名委員会を8回開催し、特に、後継者計画の策定・運用状況について報告を受けるとともに、当社及び中核3社における2019年度の実績について議論を行いました。委員の平均出席率は100%となっております。

○報酬委員会

報酬委員会は、当社取締役及び執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核3社の取締役の個人別の報酬の当社における承認、ならびに当社及び中核3社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の決定を行います。

役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

2018年度は報酬委員会を11回開催し、特に、株主目線の経営の拡充に資する報酬制度の改定を行いました。委員の平均出席率は100%となっております。

○監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査、当社及び当社子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視及び検証、監査報告の作成を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行います。

監査委員会は、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集及び委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内非執行取締役から1名又は2名を常勤の監査委員として選定し、委員長及び委員の過半数を社外取締役とすることとしております。

現在は、5名の委員のうち、社内非執行取締役から2名の常勤監査委員を、社外取締役から3名の監査委員を選定しております。

監査委員は米国証券取引委員会規則及びニューヨーク証券取引所規則で定める独立性を確保し、また、監査委員のうち1名以上は、米国法令によって定義される「財務専門家」としております。

2018年度は監査委員会を17回開催し、特に、内部統制システムの有効性に係る確認・提言を行いました。委員の平均出席率は100%となっております。

指名委員会	報酬委員会	監査委員会
委員長 甲斐中 辰夫 (社外取締役)	委員長 山本 正巳 (社外取締役)	委員長 関 哲夫 (社外取締役)
委員 関 哲夫 (社外取締役)	委員 関 哲夫 (社外取締役)	委員 甲斐中 辰夫 (社外取締役)
山本 正巳 (社外取締役)	甲斐中 辰夫 (社外取締役)	阿部 紘武 (社外取締役)
大田 弘子 (社外取締役)	阿部 紘武 (社外取締役)	平間 久顕 (社内非執行取締役)
小林 いずみ (社外取締役)		小杉 雅弘 (社内非執行取締役)

(2019年6月24日現在)

当社においては、法定の上記3委員会のほか、以下の任意委員会等を設置しております。

○リスク委員会

リスク委員会は、リスクガバナンスに関する決定・監督、及びリスク管理の状況等の監督に関し、取締役会に対して助言を行います。

原則として、非執行取締役又は外部専門家により、3名以上で構成することとし、現在は、委員長を務める社内非執行取締役、社外取締役、及び外部専門家の合計3名にて構成されております。

2018年度はリスク委員会を6回開催し、特に、新しい経営計画のリスク評価について議論を行いました。委員の平均出席率は94%となっております。

○人事検討会議

人事検討会議は、取締役会で決定される当社の執行役の選解任案ならびに当社の役付執行役・役付執行役員の選定案、解職案及び委嘱案の審議を行うとともに、取締役会で承認される中核3社の役付執行役員の選定案、解職案及び委嘱案の審議を行います。

役員人事の透明性・公正性を確保するため、指名委員会委員、報酬委員会委員及びグループCEOにより構成されます。

2018年度は人事検討会議を9回開催し、特に、後継者計画の策定・運用状況について報告を受けるとともに、当社及び中核3社における2019年度の執行役等人事について議論を行いました。メンバーの平均出席率は100%となっております。

○社外取締役会議

社外取締役会議は、社外取締役のみで構成され、互いに情報交換や認識共有を図るとともに、「社外者の視点」に基づいた客観的かつ率直な意見を経営に提言します。

2018年度は社外取締役会議を2回開催し、特に、取締役会の実効性評価、及び新しい経営計画に関する議論を行いました。メンバーの平均出席率は100%となっております。

リスク委員会	人事検討会議	社外取締役会議
委員長 平間 久顕 (社内非執行取締役)	議長 坂井 辰史 (執行役社長(グループCEO))	議長 なし
委員 小林 いずみ (社外取締役)	構成員 関 哲夫 (社外取締役)	構成員 関 哲夫 (社外取締役)
川北 英隆 (外部専門家)	甲斐中 辰夫 (社外取締役)	甲斐中 辰夫 (社外取締役)
	阿部 紘武 (社外取締役)	阿部 紘武 (社外取締役)
	山本 正巳 (社外取締役)	山本 正巳 (社外取締役)
	大田 弘子 (社外取締役)	大田 弘子 (社外取締役)
	小林 いずみ (社外取締役)	小林 いずみ (社外取締役)

(2019年6月24日現在)

□業務執行

○執行役

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定、及び当社の業務執行を担っております。

執行役については、当社の経営者として上記の役割を担う者が選任されるべきとの考え方にに基づき、グループCEO、ならびに、原則として、カンパニー長、ユニット長、及びグループ長を選任することとしております。

執行役社長が、グループCEOとして当社の業務を統括する一方、取締役会が執行役社長に委任した事項の決定は職務の執行状況に含め、3カ月に1回以上、取締役会に報告することとしています。

なお、執行役社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、全社的な諸問題やグループのビジネス戦略上重要な事項について総合的に審議・調整を行っております。

<経営政策委員会>

○リスク管理委員会

グループCROを委員長とし、リスク管理に係る基本方針、リスク管理態勢、リスク管理の運営・モニタリング、及びリスクアパタイト運営のモニタリング等に関する審議・調整等を行っております。

○バランスシートマネジメント委員会

グループCFOを委員長とし、ALM、ポートフォリオ、資本政策の基本方針、及びその他バランスシートマネジメントに関する重要な事項、ならびにそれらのモニタリングに関する審議・調整を行っております。

○コンプライアンス委員会

外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括（反社会的勢力への対応を含む）、事故処理、お客さま保護等管理、及び情報管理に関する審議・調整を行っております。

○ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する審議・調整を行っております。

○IT戦略推進委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画及びその運営方針、IT・システムのグループ一元化、個別IT投資案件の方針、システムプロジェクト及び個別システム案件の管理、システムリスク管理に関する審議・調整、IT関連投資案件の投資効果の評価等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の2つの委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

○人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

○障がい者雇用・活躍推進委員会

障がい者の雇用ならびに職場定着・活躍推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

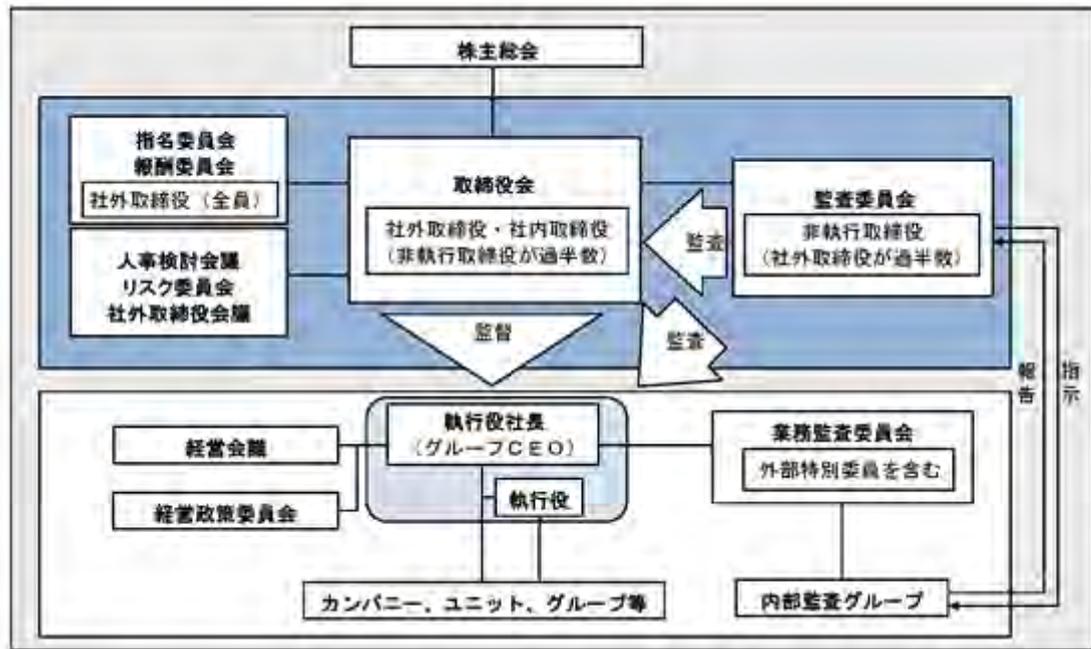
(内部監査グループ等)

当社は、執行役社長が委員長を務める業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会で定める基本方針に基づき、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決議事項及び重要報告事項は、監査委員会及び取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査グループを被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



③取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨、定款に定めております。

④取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑤剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、定款に定めております。これは、株主に対する受託者責任を十分に果たしうる体制と高度な専門性を備えた取締役会が、国内外の政治・経済環境や国際的な規制動向等の経営環境を踏まえ、剰余金の配当を含む資本政策を経営方針と一体で総合的に判断することで、中長期的な企業価値向上を果たすことができるとの考えによるものであります。また、株主への利益還元や将来の資本政策の機動的な遂行を可能とするものであります。

⑥株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に行うこと等により、各種管理の状況を監督しております。

監査委員会は、取締役及び執行役等の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築及び運営を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各カンパニー、ユニット、グループ等又は子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

当社グループでは、バーゼル銀行監督委員会が公表している『銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則』において示されている「3つの防衛線」の考え方に則り、カンパニー、ユニット等における自律的統制（1線）に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等（2線）にて牽制機能を確保するとともに、1線、2線から独立した業務監査委員会のもとで内部監査グループに属する内部監査所管部署がカンパニー、ユニット等ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施（3線）することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。

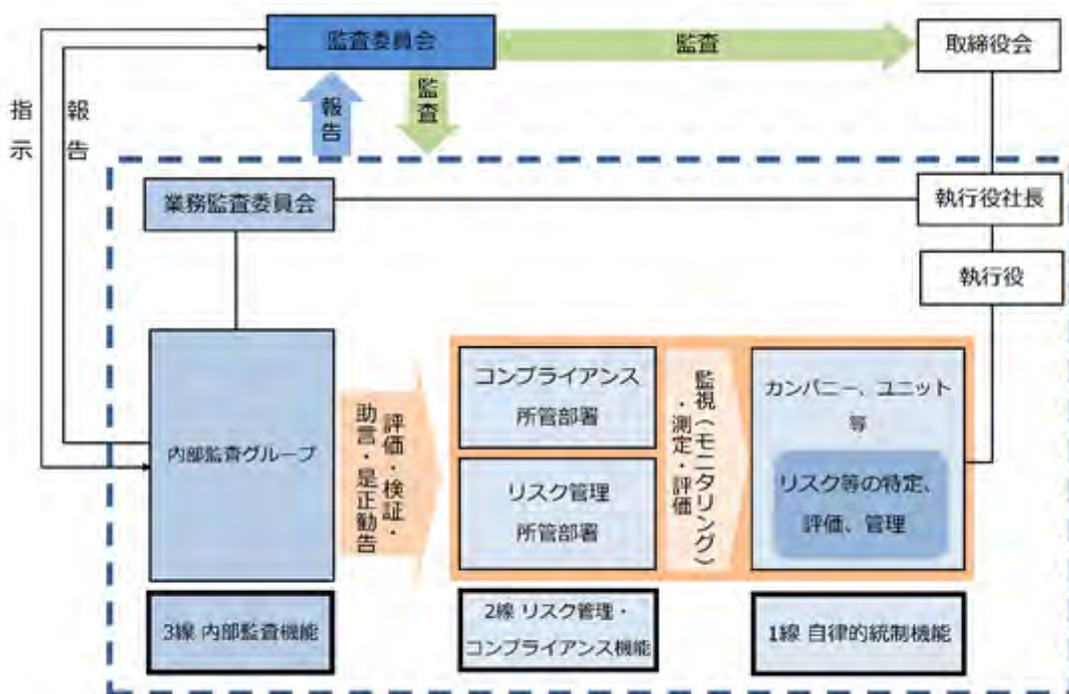
反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断に係る統括部署を設置し、反社会的勢力との関係遮断に専門的・集中的に取り組むとともに、先進的なトピックスにもスピード感をもって対応しております。

また、当社では、「グループ反社取引排除部会」にて外部専門家の知見も取り入れて専門的・集中的な議論を行い、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組んでおり、部会での議論を踏まえ、当社、みずほ銀行、みずほ信託銀行、及びみずほ証券のコンプライアンス委員会における審議・報告を行っております。

なお、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しております。

<当社の内部統制の仕組み>



(業務の適正を確保するための体制)

取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」及び「当該体制の運用状況」の概要は以下の通りであります。

なお、2018年4月20日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認、規程類の改定事項の反映等の必要な見直しをしたうえで、2019年4月26日開催の取締役会において決議しております。

「業務の適正を確保するための体制」の決議内容の概要

(1) リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■総合リスク管理

「総合リスク管理の基本方針」において、当社及び当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。

執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じ都度、取締役会、リスク委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

■経営政策委員会

市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

■事業継続管理

「事業継続管理の基本方針」において、当社及び当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応及び事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生時のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組み及び緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。

事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■リスク管理に係る基本方針

当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的又は都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、リスク委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、及び当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(2) コンプライアンス体制

執行役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

■「みずほの企業行動規範」

〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営及び業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。

■コンプライアンス

コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットライン及び会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。

執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案及び推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。

■反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。

■経営政策委員会

コンプライアンス統括及び反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

■コンプライアンスに係る基本方針

当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的又は都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、及び当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

(3) 執行役の職務執行

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

■保存期限等

経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。

■情報管理

執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。

情報管理を徹底するための具体的な実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的フォローアップする。

■経営政策委員会

情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を規定している。

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■権限委任

業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。

■カンパニー制

顧客セグメント別の経営体制としてカンパニー及びユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。

■リスクアペタイト・フレームワーク運営

当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニー及びユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。

■分掌業務・決裁権限等

取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(4) グループ経営管理体制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

■「みずほの企業行動規範」

グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。

■グループ経営管理

持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能及び当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。

主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。

■役職員等による取締役会等への報告

取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会及び監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会及び監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「『カンパニー制』の運営に関する規程」等にて、「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

■主要グループ会社からの承認申請・報告

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。

当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的又は都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項及び当社が指示した場合には、承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■経営方針等の策定・提示

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員会の職務執行

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

■監査委員会室の設置

監査委員会の職務の補助に関する事項及び監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

■監査委員会の事前同意

監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更及び同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。

■体制の十分性、独立性の確保

監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性及び補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制

■当社役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。

■内部監査グループとの連携

監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を行い、内部監査グループは当該調査に応じ具体的指示を受けるなど、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

■ 子会社等の役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■ 子会社等の管理状況の報告等

監査委員会及び監査委員は、執行役及び使用人から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会及び監査委員は、取締役及び執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 不利益取扱いの禁止

社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告又は通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

■ 費用負担

監査委員会又は監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 監査委員の選定

金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集及び委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名又は2名を常勤の監査委員として選定する。

■ 内部監査グループ等との連携

監査委員会は、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて、その職務を遂行する。

■ 会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、会計監査人及び外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■会計監査人・子会社等の監査役との連携

監査委員会及び監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

(1) リスク管理体制

- ・当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うことで資本の健全性を確保しております。また、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- ・リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- ・事業継続管理統括の専門組織として企画グループ内に危機管理室を設置しております。そのうえで、グループの事業継続管理態勢を统一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、経営会議において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
- ・また、金融という重要な社会インフラの担い手として、重要度が益々増加するサイバーセキュリティのリスク管理に関し、IT・システムグループ及び企画グループの共管組織であるデータマネジメント部がその企画立案・推進を担う旨を明確化いたしました。
- ・「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。
- ・当社は主要グループ会社より、リスク・事業継続管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のリスク・事業継続管理の状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- ・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理及び必要な計画変更を行っております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画におけるグループ共通の重点施策として、「反社会的勢力との関係遮断」に注力しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- ・当社は主要グループ会社より、コンプライアンス管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(3) 執行役の職務執行

- ・経営会議・各種委員会の議事録、関連資料、稟議書・報告書等、重要な文書に関し、定めに従い保存・管理を実施しております。また、研修、チェックを含めた情報管理に関する具体的実践計画を策定、フォローするとともに情報管理の状況等を取締役会等に報告しております。
- ・当社はコーポレート・ガバナンス及び経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。
- ・銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しており、カンパニー制の運営体制を一層強化すべく、各カンパニー長等を補佐する副カンパニー長等を新たに設置することといたしました。

- ・事業戦略、財務戦略及びリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行うべく、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
- ・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議、経営政策委員会を設置し、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。

(4) グループ経営管理体制

- ・グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
- ・当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
- ・主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的又は必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- ・当社グループにおける強固なグループガバナンス体制が構築できる制度として、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券は監査等委員会設置会社へ移行しております。

(5) 監査委員会の職務執行

- ・監査委員会は、社内非執行取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役2名を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めております。
- ・監査委員会は、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について執行役等から定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- ・このうち、内部監査については内部監査グループ長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画に関する同意決議を行っております。また、内部監査の実効性向上に向け、内部監査グループとの関係をより強固にすべく、規程類を変更し、内部監査グループの予算や監査業務部長人事について、監査委員会の同意事項に追加するとともに、実態に合わせ、内部監査グループとの指示・報告関係をより明確化いたしました。
- ・さらに、子会社等の監査等委員・監査役との緊密な連携を図るため、定期的及び必要に応じて都度、意見交換等を実施しております。
- ・会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- ・社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合及び監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知しております。
- ・監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事及び同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っております。

⑧ 社外取締役のサポート体制

取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の実効的かつ円滑な運営を確保するため、以下の体制を構築しております。

- (1) 会議体事務局に関する業務等（議案や説明資料に関する関係部調整、社外取締役への事前説明、その他取締役会議長や各取締役に対するサポートに関する業務等）を担う専担組織（取締役会室及び監査委員会室）を設置
- (2) 取締役会議長が社外取締役である場合、必要に応じて、副議長（非執行取締役）を設置

⑨社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結しております。

⑩種類株式の議決権

優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会又は定時株主総会の決議ある時までには議決権を有する。」と定款に規定されております。この種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性19名 女性2名 (役員のうち女性の比率10%)

略歴の記載における用語の定義は、以下の通りであります。

B K : 株式会社みずほ銀行、 C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、

T B : みずほ信託銀行株式会社、 S C : みずほ証券株式会社

所有株式数の記載における上段(「現在」と表記)は現に所有する普通株式を表すものであります。また、下段(「潜在」と表記)は潜在的に所有する普通株式として、株式報酬制度で付与された株式給付等ポイント、及び過去のストックオプション制度で付与された新株予約権に相当する、今後交付予定の株式数を表すものであります。

(1) 取締役の状況

(2019年6月24日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	坂井 辰史	1959年8月27日生	2011年4月 C B 執行役員 企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー 2012年4月 当社 執行役員 グループ企画部長 B K 執行役員 グループ企画部長 C B 執行役員 グループ企画部長 2013年4月 当社 常務執行役員 投資銀行ユニット長 B K 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 C B 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 2014年4月 当社 常務執行役員 国際ユニット長 (2015年4月より執行役常務) B K 常務執行役員 国際ユニット長 2016年4月 S C 取締役社長 2018年4月 当社 執行役社長 (グループCEO) (2018年6月より取締役 兼 執行役社長) (現職) B K 取締役 (現職) T B 取締役 (現職) S C 取締役 (現職)	2019年6月から1年	(現在) 337,217 (潜在) 183,684
取締役	石井 哲	1963年9月1日生	2014年4月 当社 執行役員 取締役会室長 B K 執行役員 取締役会室長 2015年4月 当社 執行役常務 人事グループ長 B K 常務執行役員 人事グループ長 2017年4月 B K 専務執行役員 営業統括 兼 営業部店担当役員 2019年4月 当社 執行役専務 デジタルイノベーション担当役員 兼 I T・システムグループ長 兼 事務グループ長 (2019年6月より取締役 兼 執行役専務) (現職) B K 副頭取執行役員 デジタルイノベーション部担当役員 兼 I T・システムグループ長 兼 事務グループ長 (現職)	2019年6月から1年	(現在) 217,206 (潜在) 142,992
取締役	梅宮 真	1964年12月23日生	2014年4月 当社 財務企画部長 B K 財務企画部長 2015年4月 当社 執行役員 財務企画部長 B K 執行役員 財務企画部長 2017年4月 当社 執行役常務 財務・主計グループ長 (2017年6月より取締役 兼 執行役常務) (現職) B K 常務取締役 財務・主計グループ長 (2019年4月より常務執行役員) (現職)	2019年6月から1年	(現在) 52,749 (潜在) 107,228

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	若林 資典	1964年8月 13日生	2013年4月 BK 産業調査部長 CB 産業調査部長 2015年4月 BK 執行役員 産業調査部長 2016年4月 当社 常務執行役員 リサーチ&コンサルティング ユニット副担当役員 BK 常務執行役員 リサーチ&コンサルティング ユニット長 兼 営業部店担当役員 2018年4月 当社 執行役常務 リサーチ&コンサルティング ユニット長 BK 常務執行役員 リサーチ&コンサルティング ユニット長 2019年4月 当社 執行役常務 リサーチ&コンサルティング ユニット長 兼 リスク管理グループ長 (2019年6月より取締役 兼 執行役常務) (現 職) BK 常務執行役員 リサーチ&コンサルティング ユニット長 兼 リスク管理グループ長 (現職) TB 常務執行役員 リスク管理グループ長 (現 職)	2019年6月 から1年	(現在) 33,122 (潜在) 128,575
取締役	江原 弘晃	1965年2月 5日生	2013年4月 TB 札幌支店長 2015年4月 TB 執行役員 信託総合営業第六部長 2016年4月 当社 常務執行役員 人事グループ副担当役員 兼 内部監査グループ副担当役員 TB 常務取締役 人事グループ長 兼 内部監査 グループ長 2019年4月 当社 執行役常務 人事グループ長 (2019年6月より取締役 兼 執行役常務) (現 職) BK 常務執行役員 人事グループ長 (現職) TB 常務執行役員 人事グループ長 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 60,435 (潜在) 111,350
取締役会長	佐藤 康博	1952年4月 15日生	2003年3月 CB 執行役員 インターナショナルバンキング ユニット・シニアコーポレートオフィサー 2004年4月 CB 常務執行役員 営業担当役員 2006年3月 CB 常務取締役 コーポレートバンキング ユニット統括役員 2007年4月 CB 取締役副頭取 内部監査統括役員 2009年4月 CB 取締役頭取 (2013年7月まで) 2009年6月 当社 取締役 2011年6月 BK 取締役 当社 取締役社長 (グループCEO) (2014年6月 まで) 2013年7月 BK 取締役頭取 2014年4月 BK 取締役 (2018年4月まで) TB 取締役 (2018年4月まで) SC 取締役 (2018年4月まで) 2014年6月 当社 取締役 兼 執行役社長 (グループCEO) 2018年4月 当社 取締役会長 兼 執行役 (2018年6月より取締役会長) (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 954,642 (潜在) 581,420
取締役	平間 久顕	1962年12月 26日生	2014年4月 BK 執行役員 丸の内中央支店丸の内中央第一 部長 2015年4月 BK 執行役員 名古屋営業部長 2017年4月 当社 常務執行役員 内部監査グループ副担当役員 BK 常務執行役員 内部監査グループ長 2019年4月 当社 監査委員会付理事 2019年6月 当社 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 130,941 (潜在) 78,660
取締役	小杉 雅弘	1965年7月 4日生	2014年4月 当社 ポートフォリオマネジメント部長 BK ポートフォリオマネジメント部長 2016年4月 当社 主計部長 BK 主計部長 2018年4月 当社 執行役員 主計部長 BK 執行役員 主計部長 2019年4月 当社 監査委員会付理事 2019年6月 当社 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 44,139 (潜在) -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	関 哲夫	1938年7月 29日生	1963年4月 八幡製鐵株式会社 入社 1993年6月 新日本製鐵株式会社 取締役 1997年4月 同 常務取締役 2000年4月 同 代表取締役副社長 2003年6月 同 常任顧問 2004年6月 同 常任監査役 2006年6月 テルモ株式会社 社外取締役 (2008年9月まで) 2007年3月 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 (2008年9月まで) 2007年6月 株式会社東京金融取引所 社外取締役 (2008年9月 まで) 2007年10月 公益社団法人日本監査役協会 会長 (2008年10月ま まで) 2008年6月 日本郵政株式会社 社外取締役 (2008年9月まで) 2008年10月 新日本製鐵株式会社 常任顧問 (2008年9月まで) 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 2013年6月 同 相談役 2015年6月 同 名誉顧問 (現職) 当社 取締役 (現職) 2016年3月 サッポロホールディングス株式会社 監査役 (現 職)	2019年6月 から1年	(現在) 46,500 (潜在) 11,200
取締役	甲斐中 辰夫	1940年1月 2日生	1966年4月 検事任官 2002年1月 東京高等検察庁 検事長 2002年10月 最高裁判所 判事 2010年3月 東京弁護士会 弁護士登録 2010年4月 卓照綜合法律事務所入所 (現職) 2011年1月 生命保険契約者保護機構 理事長 (現職) 2013年11月 BK 取締役 (2014年6月まで) 2014年6月 当社 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 25,000 (潜在) 11,200
取締役	阿部 紘武	1944年11月 13日生	1970年1月 等松・青木監査法人 入社 1985年6月 米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事 務 所 出向 (1992年10月まで) 1990年7月 監査法人トーマツ 代表社員 2001年6月 同 包括代表社員 (CEO) (2007年5月まで) 2004年6月 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼ クティブメンバー (2007年5月まで) 2007年6月 監査法人トーマツ シニアアドバイザー (2009年12 月まで) 2010年1月 公認会計士阿部紘武事務所 (現職) 2010年6月 コネクション株式会社 社外監査役 (2018年6月ま まで) 2010年9月 中央大学専門職大学院 客員教授 (2012年3月ま まで) 2011年6月 本田技研工業株式会社 社外監査役 (2015年6月ま まで) 2012年10月 新日鐵住金株式会社 社外監査役 (2016年6月ま まで) 2015年6月 当社 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 46,500 (潜在) 11,200
取締役	山本 正巳	1954年1月 11日生	2004年6月 富士通株式会社 パーソナルビジネス本部副本部長 同 経営執行役※ 2007年6月 同 経営執行役※常務 2010年1月 同 執行役員副社長 2010年4月 同 執行役員社長 2010年6月 同 代表取締役社長 2015年6月 同 代表取締役会長 2017年6月 同 取締役会長 JFEホールディングス株式会社社外取締役 (現 職) 2019年6月 当社 取締役 (現職) 富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー (現 職)	2019年6月 から1年	(現在) - (潜在) -

※ 経営執行役：2009年6月より「執行役員」に呼称変更

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	大田 弘子	1954年2月 2日生	1996年4月 埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授 1997年10月 政策研究大学院大学 助教授 2001年4月 同 教授 2002年4月 内閣府参事官 2003年3月 同 大臣官房審議官 2004年4月 同 政策統括官(経済財政分析担当) 2005年8月 政策研究大学院大学 教授 2006年9月 経済財政政策担当大臣 2008年8月 政策研究大学院大学 教授(現職) 2009年4月 同 副学長(2011年3月まで) 2014年6月 当社 取締役(現職)	2019年6月 から1年	(現在) 5,000 (潜在) 11,200
取締役	小林 いずみ	1959年1月 18日生	1981年4月 三菱化成工業株式会社(現 三菱化学株式会社) 入社 1985年6月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会 社 入社 2001年12月 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 (2008年11月まで) 2002年7月 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 2008年11月 世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官 2013年7月 ANAホールディングス株式会社 社外取締役(現 職) 2013年11月 サントリーホールディングス株式会社 社外取締役 (2017年3月まで) 2014年6月 三井物産株式会社 社外取締役(現職) 2014年7月 当社 リスク委員会委員(取締役でない外部専門家 として2017年6月まで) 2015年4月 公益社団法人経済同友会 副代表幹事(2019年4月 まで) 2016年6月 日本放送協会 経営委員会委員(2019年6月まで) 2017年6月 当社 取締役(現職)	2019年6月 から1年	(現在) 11,000 (潜在) 11,200
計					(現在) 1,964,451 (潜在) 1,389,909

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
2. 取締役のうち、関 哲夫、甲斐中 辰夫、阿部 紘武、山本 正巳、大田 弘子及び小林 いずみの6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。6氏は、当社社外取締役の独立性基準を充足しているとともに、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 執行役の状況

(2019年6月24日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役) グループCEO	坂井 辰史	1959年8月 27日生	(注) 1	2019年6月 から1年	(注) 1
執行役専務 (代表執行役) グローバルマーケティングカンパ ニー長	加藤 純一	1957年7月 30日生	2008年4月 SC 執行役員 (スイスみずほ銀行 へ社長として派遣) 2009年4月 BK 常務執行役員 2012年4月 BK 常務執行役員 市場ユニット 副担当役員 CB 常務執行役員 市場ユニット 副担当役員 2014年4月 当社 常務執行役員 市場ユニット 長 (2014年6月より執行役常務) BK 常務執行役員 市場ユニット 長 2016年4月 当社 執行役専務 グローバルマー ケティングカンパニー長 (現職) 2019年4月 SC 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 646,480 (潜在) 177,695
執行役専務 大企業・金融・公共法人カンパ ニー長	中村 昭	1960年11月 11日生	2013年4月 当社 執行役員 大企業法人業務部 長 BK 執行役員 大企業法人業務部 長 CB 執行役員 大企業法人業務部 長 兼 事業法人業務部副部長 2015年4月 SC 常務執行役員 テレコム・メ ディア・テクノロジーグループ長 兼 投資銀行部門営業担当役員 2016年4月 当社 常務執行役員 大企業・金 融・公共法人カンパニー特定業務 担当役員 (2018年4月まで) BK 常務執行役員 大企業・金 融・公共法人部門共同部門長 2017年4月 BK 常務執行役員 大企業・金 融・公共法人部門長 2018年4月 当社 執行役専務 大企業・金 融・公共法人カンパニー長 (現 職) BK 専務執行役員 大企業・金 融・公共法人部門長 2019年4月 BK 副頭取執行役員 大企業・金 融・公共法人部門長 (現職) TB 取締役 (現職) SC 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 224,643 (潜在) 145,510
執行役専務 グローバルコーポレートカンパ ニー長	今井 誠司	1962年6月 25日生	2014年4月 BK 執行役員 ソウル支店長 2016年4月 当社 常務執行役員 アジア・オセ アニア地域本部長 BK 常務執行役員 アジア・オセ アニア地域本部長 2018年4月 当社 執行役専務 グローバル コーポレートカンパニー長 (現 職) BK 専務執行役員 グローバル コーポレート部門長 2019年4月 BK 副頭取執行役員 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 85,218 (潜在) 177,533

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役専務 リテール・事業法人カンパニー 長	大塚 雅広	1961年11月 29日生	2014年4月 当社 執行役員 リテールバンキン グ業務部長 BK 執行役員 リテールバンキン グ業務部長 2015年4月 当社 常務執行役員 個人ユニット 副担当役員 BK 常務執行役員 個人ユニット 長 2016年4月 当社 常務執行役員 リテール・事 業法人カンパニー副担当役員 BK 常務執行役員 リテール・事 業法人部門共同部門長 2017年4月 BK 理事 2017年5月 みずほ総合研究所株式会社 代表取 締役副社長 2019年4月 当社 執行役専務 リテール・事業 法人カンパニー長 (現職) TB 取締役 (現職) SC 取締役 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 149,802 (潜在)
執行役専務 デジタルイノベーション担当役 員 兼 IT・システムグループ 長 兼 事務グループ長 (CIO 兼 グループCIO 兼 グループCOO)	石井 哲	1963年9月 1日生	(注) 1	2019年6月 から1年	(注) 1
執行役常務 財務・主計グループ長 (グループCFO)	梅宮 真	1964年12月 23日生	(注) 1	2019年6月 から1年	(注) 1
執行役常務 コンプライアンス統括グループ 長 (グループCCO)	小嶋 修司	1965年1月 9日生	2013年11月 当社 コンプライアンス統括部長 BK コンプライアンス統括部長 2015年4月 当社 執行役員 コンプライアンス 統括部長 BK 執行役員 コンプライアンス 統括部長 2016年4月 当社 常務執行役員 内部監査グ ループ副担当役員 BK 常務執行役員 内部監査グ ループ長 2017年4月 当社 執行役常務 人事グループ 長 BK 常務執行役員 人事グループ 長 2019年4月 当社 執行役常務 コンプライ アンス統括グループ長 (現職) BK 常務執行役員 コンプライ アンス統括グループ長 (現職) TB 常務執行役員 コンプライ アンス統括グループ長 (現職)	2019年6月 から1年	(現在) 98,423 (潜在) 117,435
執行役常務 リサーチ&コンサルティングユ ニット長 兼 リスク管理グル ープ長 (グループCRO)	若林 資典	1964年8月 13日生	(注) 1	2019年6月 から1年	(注) 1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役常務 アセットマネジメントカンパニー長 兼 グローバルプロダクツユニット長	藤城 豪二	1965年1月5日生	2014年4月 当社 秘書室長 BK 秘書室長 2015年4月 当社 執行役員 秘書室長 BK 執行役員 秘書室長 2016年4月 BK 常務執行役員 営業部店担当役員 2018年4月 当社 執行役常務 グローバルプロダクツユニット長 BK 常務執行役員 グローバルプロダクツユニット長 2019年4月 当社 執行役常務 アセットマネジメントカンパニー長 兼 グローバルプロダクツユニット長 (現職) BK 常務執行役員 アセットマネジメント部門長 兼 グローバルプロダクツユニット長 (現職)	2019年6月から1年	(現在) 52,025 (潜在) 117,109
執行役常務 企画グループ長(グループCS0)	菊地 比左志	1965年9月14日生	2013年7月 BK 東京法人営業部長 2015年4月 当社 取締役会室長 BK 取締役会室長 2016年4月 当社 執行役員 取締役会室長 BK 執行役員 取締役会室長 2018年4月 当社 執行役常務 企画グループ長 兼 取締役会室長 BK 常務執行役員 企画グループ長 兼 取締役会室長 2018年6月 当社 取締役 兼 執行役常務 企画グループ長 (2019年6月より執行役常務) (現職) BK 常務取締役 企画グループ長 (2019年4月より常務執行役員) (現職)	2019年6月から1年	(現在) 59,073 (潜在) 85,938
執行役常務 人事グループ長(グループCHRO)	江原 弘晃	1965年2月5日生	(注) 1	2019年6月から1年	(注) 1
計 (注) 2					(現在) 1,315,664 (潜在) 821,220

- (注) 1. 「① 役員一覧 (1) 取締役の状況」に記載されております。
2. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。
3. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併継続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。

② 取締役の選任基準等

イ 取締役候補者については、次に掲げる基準を充足する者としております。

- (1) 優れた人格と識見、高い倫理観、および遵法精神を有すること
- (2) 豊富な経験と知見を活かし、〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上への貢献が期待できること
- (3) 取締役会の意思決定機能や監督機能としての役割への貢献が期待できること
- (4) 取締役として、その職務を遂行するために必要な時間を確保できること
- (5) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たすこと

ロ 社外取締役候補者については、監督機能を十分に発揮するため、前項に加えて、次に掲げる基準を充足する者としております。

- (1) 企業経営、リスク管理、法令遵守、危機管理、財務会計、内部統制、マクロ政策（金融・産業等）、組織・カルチャー改革、グローバル経営等の分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- (2) 〈みずほ〉の経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力、ならびに経営陣からの聴取および経営陣に対する意見表明や説得を的確に行う力等を有すること
- (3) 当社社外取締役の独立性基準（概要を以下に記載）に照らし、当社グループの経営からの独立性が認められること

ハ グループCEOをはじめ、執行役を兼務する取締役候補者については、②イに加えて、金融業務・規制や〈みずほ〉のビジネスモデルに精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行する能力を有する者としております。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社又はその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員又は使用人ではないこと
2. (1) 当社又は中核3社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらが会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社又は中核3社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらが会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
3. 当社又は中核3社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円又は平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社又はその子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社又はその子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社又はその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社又は中核3社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又は中核3社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社又はその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間に於いて当該取締役、執行役、執行役員、専門役員又は役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。
※「中核3社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

③ 取締役の選任理由等

2019年6月24日時点における取締役14名の選任理由等は、以下の通りであります。

氏名	重要な兼職の状況	取締役を選任している理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係等
坂井 辰史	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。
石井 哲	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員	1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。
梅宮 真	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。
若林 資典	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ総合研究所株式会社 取締役社長 (2019年6月28日に就任予定)	1987年より、当社グループの一員として、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リサーチ&コンサルティングユニット長およびリスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。
江原 弘晃	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、人事企画、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。
佐藤 康博	—	1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取としての経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。

氏名	重要な兼職の状況	取締役を選任している理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等
平間 久顕	—	<p>1986年より、当社グループの一員として、主計、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。</p> <p>なお、同氏は株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の主計部長としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。</p>
小杉 雅弘	—	<p>1989年より、当社グループの一員として、主計、ポートフォリオマネジメント等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。</p> <p>なお、同氏は株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の主計部長としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。</p>
関 哲夫	サッポロホールディングス株式会社 監査役	<p>関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長及び株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長及び日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>なお、同氏は新日本製鐵株式会社C F O、公益社団法人日本監査役協会会長及び当社監査委員としての経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって4年であります。</p> <p>同氏は、2018年度中に開催された取締役会14回、指名委員会8回、報酬委員会11回、監査委員会17回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、基礎的収益力の向上、事業戦略を踏まえた最適な人的資源配分、実効性ある業績評価のあり方、構造改革を踏まえた新しい経営計画の目指す方向性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p>

氏名	重要な兼職の状況	取締役を選任している理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等
甲斐中 辰夫	卓照綜合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタルランド 社外監査役	<p>甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及び危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって5年であります。</p> <p>同氏は、2018年度中に開催された取締役会14回、指名委員会8回、報酬委員会11回、監査委員会17回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、検事、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、業務量に応じた適正な人員配置、〈みずほ〉における従業員の働きがい、危機発生時の真因分析に基づく改善策等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏及び同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。</p>
阿部 紘武	公認会計士阿部紘武事務所	<p>阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>なお、同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって4年であります。</p> <p>同氏は、2018年度中に開催された取締役会14回、報酬委員会11回、監査委員会17回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、適切な財務報告、デジタルライゼーションおよび海外ビジネス拡大に対応した人事戦略、中核3社における内部統制の機能強化等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏及び同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所は、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況	取締役を選任している理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等
山本 正巳	富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー JFEホールディングス株式会社 社外取締役	<p>山本氏は、富士通株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任され、現在は同社取締役シニアアドバイザーとして活躍されるとともに、内閣府規制改革推進会議委員等の重責を担われております。同氏のグローバル企業の経営者としての豊富な経験とテクノロジー領域における高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者として選任され、本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が取締役シニアアドバイザーを務める富士通株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。</p>
大田 弘子	政策研究大学院大学 教授 JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役	<p>大田氏は、政策研究大学院大学教授及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革推進会議議長、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者として選任され、本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって5年であります。</p> <p>同氏は、2018年度中に開催された取締役会14回、指名委員会8回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、大学教授および内閣府特命担当大臣等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、ステークホルダーへのアカウンタビリティを意識した新しい経営計画のあり方、生産性向上のための人員管理の高度化、人材力強化への重点的な取り組み等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p>
小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外取締役	<p>小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長及び世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者として選任され、本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって2年であります。</p> <p>同氏は、2018年度中に開催された取締役会14回、指名委員会8回、リスク委員会6回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、環境変化に即時に対応できるリスク管理体制、市場部門の業績評価のあり方、変化する顧客ニーズに対応した新たなソリューションの広がり等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p>

④ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役が過半数を占める監査委員会は、取締役及び執行役等の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築及び運営を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各カンパニー、ユニット、グループ等又は子会社の経営レベルの監査について直接実施します。また、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保っております。

そのうえで、社外取締役を含む取締役会は、リスク管理・コンプライアンス・内部監査の状況の報告、および監査委員会の職務執行の状況の報告を受けること等により、それらの状況を監督しております。

⑤ 執行役の選任基準等

取締役会は、執行役の選任にあたって、次に掲げる基準を充足する人材であることに加え、当社の経営者として取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割を担う者が選任されるべきとの考え方にに基づき、人事検討会議における審議を踏まえ、グループCEO、ならびに、原則として、カンパニー長、ユニット長およびグループ長を選任することとしております。

- (1) 優れた人格と識見、高い倫理観、および遵法精神を有すること
- (2) 豊富な経験と知見、および優れた経営感覚に基づき業務を執行する能力を有し、〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上への貢献が期待できること
- (3) 法令上求められる執行役としての適格要件を満たすこと

⑥ 執行役の選任理由等

2019年6月24日時点における執行役12名の選任理由等は、以下の通りであります。

氏名	重要な兼職の状況	執行役選任理由
坂井 辰史	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。
加藤 純一	みずほ証券株式会社 取締役	1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。グローバルマーケットカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。
中村 昭	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	1985年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。大企業・金融・公共法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。
今井 誠司	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員	1986年より、当社グループの一員として、国際業務企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。グローバルコーポレートカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	重要な兼職の状況	執行役選任理由
大塚 雅広	みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	1986年より、当社グループの一員として、個人業務企画、コンサルティング業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 リテール・事業法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
石井 哲	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員	1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
梅宮 真	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
小嶋 修司	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、コンプライアンス統括、人事、内部監査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
若林 資典	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ総合研究所株式会社 取締役社長 (2019年6月28日就任予定)	1987年より、当社グループの一員として、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リサーチ&コンサルティングユニット長およびリスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
藤城 豪二	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、プロダクツ業務企画、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 アセットマネジメントカンパニー長およびグローバルプロダクツユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
菊地 比左志	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	1988年より、当社グループの一員として、経営企画、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。
江原 弘晃	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	1987年より、当社グループの一員として、人事企画、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていると判断し、執行役に選任しております。

(3) 【監査の状況】

①監査委員会監査の状況

監査委員会は、社内非執行取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役2名を常勤の監査委員として選定しております。なお、監査委員のうち4名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査を行うために定めた規程類に基づき、監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当社及び当社子会社における内部統制システムについて、取締役及び執行役ならびに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を行い、監査委員は、役員や各カンパニー、ユニット、グループ等の経営レベルの監査を直接実施しております。

監査委員会は、内部監査グループより、監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行う等により、その職務を遂行しております。

監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証しております。また、会計監査人からその職務の遂行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

②内部監査の状況

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部(専任スタッフ50名)を設置し、取締役会で定める基本方針に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。

当社及び主要グループ会社の内部監査の結果については、担当役員である内部監査グループ長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

なお、内部監査グループ長は監査委員会に個別監査及び計画の進捗状況・監査結果等について報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としております。

また、内部監査グループは、会計監査人と相互のリスク認識等について定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士、監査業務に係る補助者の構成

(1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 業務を執行した公認会計士

高木 竜二、西田 裕志、林 慎一、長尾 充洋

(3) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士67名、その他57名 (2019年3月末)

ロ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定め、同方針に基づき検証を行い、会社法第340条第1項各号に該当しないこと、かつ計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となっていないこと、加えて会計監査人を変更する合理的な理由がないことを確認することとしております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

<解任>

1. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
2. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

<不再任>

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ハ. 監査公認会計士等の選定理由および評価

監査委員会は、会計監査人の選定にあたり、その適否を判断するために定めた評価項目に基づき、会計監査人の品質管理体制や監査従事者の能力・経験に問題がない等、監査受嘱能力に懸念がなく、監査態勢が整備されていることを確認し、また適切なリスク認識・リスク評価に基づいた監査計画が策定されていること、監査報酬および監査プロセスが妥当であることに加えて、執行部門における評価の状況も踏まえた上で、総合的に判断し、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定しております。

ニ. 監査報酬の内容等

(1) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	3,123	34	3,144	18
連結子会社	807	172	1,083	154
計	3,930	207	4,227	172

注1. 当社が会計監査人に対して支払っている非監査業務の内容は、米国会計基準に係る助言業務等であり、

2. 当社の連結子会社が会計監査人に対して支払っている非監査業務の内容は、米国保証業務基準書に基づく内部統制に対する保証業務等であり、

(2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited) に対する報酬 ((1) を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	141	—	4
連結子会社	1,004	186	1,012	201
計	1,004	328	1,012	206

注1. 当社が会計監査人と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited) に対して支払っている非監査業務の内容は、税務に係る支援業務等であります。

2. 当社の連結子会社が会計監査人と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited) に対して支払っている非監査業務の内容は、税務に係る支援業務等であります。

(3) 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査委員会の同意のもと適切に決定しております。

(4) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、監査計画の内容がリスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づく報酬見積もりとなっているかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

イ 報酬の決定方針等

当社は、当社ならびに中核3社の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「役員等」という）が受ける個人別の報酬等の決定に関する「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」を定めております。

□理念・目的

本方針に基づく当社および中核3社の役員報酬は、適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定するとともに、みずほフィナンシャルグループ（以下、「当社グループ」という）の企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各役員等が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

□基本方針

当社および中核3社の役員等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとしております。

- (1) 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定するとともに、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、適切なインセンティブとして機能させます。
- (2) 各々の役員等が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系といたします。
- (3) 過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に資する報酬体系といたします。
- (4) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系といたします。
- (5) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能といたします。
- (6) 経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の適時適切な見直しを行うとともに、競争力のある適切な水準に設定いたします。
- (7) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守いたします。

□報酬体系

1. 役員等が受ける報酬は、原則として、「基本給」、「業績給」、「株式報酬」の構成としております。

- (1) 「基本給」は、役位に基づく基準額に、各役員等の役割・職責を反映した加算を行う体系とし、金銭にて毎月支給しております。
- (2) 「業績給」は、各役員等の年度計画達成へのインセンティブおよびその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に、当社グループの全社業績、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、および各役員等の成果等を反映する体系としております。
支給に際しては、業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で、報酬委員会等の決議により、繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入しております。
- (3) 「株式報酬」は、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、「株式報酬Ⅰ」、「株式報酬Ⅱ」で構成しております。
 - a. 「株式報酬Ⅰ」は、役位に応じた確定数の当社株式を、各役員等の退任時に支給しております。支給に際しては、会社や本人の業績等次第で、報酬委員会等の決議により、減額や没収が可能な仕組みを導入しております。
 - b. 「株式報酬Ⅱ」は、役位に基づく基準額に、当社グループの全社業績、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、および各役員等の成果等を反映した額に相当する当社株式を支給しております。支給に際しては、全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で、報酬委員会等の決議により、繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入しております。

(※) 「業績給」および「株式報酬Ⅱ」の決定方法および指標

「業績給」および「株式報酬Ⅱ」は、総合金融グループである当社グループの事業特性を踏まえて、毎年度の当社グループの全社業績に応じ、その上限を決定し、各役員への支給は、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、および各役員等の成果等を反映し

て、原則、役位別基準額の0%~150%の範囲で支給を行います。

「業績給」と「株式報酬Ⅱ」の原資総額は、基準年度における役位別基準額に当年度の構成役員数を反映することで算定された総額に、当年度業績を踏まえた係数を乗じて決定しております。係数の評価指標は、基礎的収益力の向上に向けて実質的な収益力を把握する観点から、当社連結業務純益をベースとした指標を設定し、基準年度と当年度の当該評価指標をもって、決定しております（但し、みずほ証券株式会社においては、証券会社の事業特性や財務構造等も踏まえ、連結業務純益に相当する指標としての経常利益に連動する体系としております）。

管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績は、管掌する組織における業務純益の計画対比の達成状況に、利益の質、期中環境変化の対応等を勘案し、評価しております。

2. 役員等のうち、業務執行を担う取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の取締役（以下「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系としております。

(1) 業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、「基本給」、「業績給」、「株式報酬（Ⅰ・Ⅱ）」とし、報酬の構成比率は、原則として、「基本給」50、「業績給」17.5、「株式報酬（Ⅰ・Ⅱ）」32.5としております。

(2) 経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則としております。報酬の体系は「基本給」および「株式報酬Ⅰ」とし、その構成比率は、原則として、「基本給」：「株式報酬Ⅰ」=85：15としております。

3. 海外現地採用役員を含め、一部のプロフェッショナル人材の報酬等については、現地の報酬規制を遵守した上で、本方針を踏まえながら、現地報酬慣行や各対象役員の職責、業務特性、マーケットバリュー等を勘案して、個別に設計する場合があります。

なお、個別に設計する場合であっても、業績に応じて支給する報酬の一定額ないしは一定割合について繰延支給や株式等の非金銭支給とすることや、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みの導入等により、過度なリスクテイクを招かないよう設計しております。

□報酬決定プロセス・報酬委員会の権限等

1. 報酬委員会は、役員等が受ける個人別の報酬等に関する透明性・客観性を実効的に確保するため、当社および中核3社の役員報酬の決定方針、上記「□報酬体系」に定める報酬体系を含む役員報酬制度の決定を行っております。また、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核3社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行っております。

2. 執行役社長は、本方針並びに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核3社の執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行っております。

3. 報酬委員会は、経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の妥当性を検証しております。

4. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役としております。

5. 報酬委員会は、十分かつ適切な審議・決定を行うために、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核3社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を求めることができることとしております。

□方針の改廃

「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」の改廃は報酬委員会の決議によります。

ロ 報酬委員会の活動内容

報酬委員会は、2018年度に計11回開催いたしました。主な議案は以下のとおりです。

- ・役員報酬制度の見直し
- ・当社および中核3社の役員の個人別報酬の決定および承認
- ・役位別報酬基準額の改定および個人別報酬水準の妥当性検証

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

取締役または執行役に対する、2018年度に係る報酬等（2018年度分）、および2018年度において支給または支給する見込みの額が明らかとなった2017年度に係る報酬等（2017年度分）は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	支給人数 (注) 1	報酬等 (注) 2	報酬等の種類別の総額									
			2018年度分						2017年度分			
			基本給		株式報酬Ⅰ (退任時給付)		その他		業績給		旧株式報酬 (在任時給付)	
			支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役 (除く社 外取締 役)	3名	192	3名	156	2名	14	3名	0	—	—	2名	22
執行役	21名	668	16名	402	15名	78	16名	1	15名	97	14名	88
社外取 締役	6名	122	6名	108	6名	13	5名	0	—	—	—	—

- (注) 1. 記載人数は、2018年度分および2017年度分を通じての実支給人数を記載しております。
2. 記載金額は、2018年度分および2017年度分の合計金額を記載しております。
3. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
4. 上記のうち、2018年度分基本給およびその他の執行役の人数には、2018年6月22日付で辞任した執行役1名を含んでおります。また、2017年度分業績給の執行役の人数には、2018年4月1日付で辞任した執行役5名および2018年6月22日付で辞任した執行役1名を含み、2017年度分旧株式報酬の執行役の人数には、2018年4月1日付で辞任した執行役5名を含んでおります。
5. 2018年度分の取締役および執行役の株式報酬Ⅰは、2018年7月に当社報酬委員会において2018年度分として役位に応じて付与した株式給付等ポイント（1ポイントが当社株式1株に換算されます）に、当社株式の帳簿価額（196.3922円/株）を乗じた額を記載しております。
6. 2018年度分のその他の報酬とは、2018年度に係る弔慰金保険料等、当社報酬委員会の決定に基づくものです。
7. 2018年度分の業績給および株式報酬Ⅱについては、2019年7月の当社報酬委員会において決定する予定であり、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。2018年度に係る業績給および株式報酬Ⅱに係る指標のベースとなる連結業務純益+E T F 関係損益等の目標および実績は以下のとおりです。

	目標	実績
連結業務純益+E T F 関係損益等（2018年度）	7,000億円	4,083億円

8. 2017年度分の執行役の業績給は、2018年7月に当社報酬委員会において2017年度分として決定した額を記載しております。

9. 2017年度分の旧株式報酬は、2018年度改定前の報酬制度に基づく株式報酬を指しており、2019年度より3年間に亘って繰延支給されます。執行役に対する旧株式報酬は、現行の株式報酬Ⅱと同様に、業績に連動して株式が支給され、取締役（社外役員を除く。）に対する旧株式報酬は、役位に応じた確定数の株式が支給されます。2017年度分の旧株式報酬は、2018年7月に当社報酬委員会において2017年度分として付与した株式給付等ポイントに、当社株式の帳簿価額（196.3922円/株）を乗じた額を記載しております。
10. 2017年度分の業績給および旧株式報酬に係る指標のベースとなる連結業務純益の目標および実績は以下のとおりです。

	目標	実績
連結業務純益（2017年度）	6,400億円	4,578億円

- ③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
 連結報酬等の総額が1億円以上である者がおりませんので、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言います。

純投資目的以外の目的とは、発行会社との業務上・取引上の関係の維持強化、再生支援、当社グループの事業戦略推進を目的とする場合を言います。

当社の連結子会社の中で、当事業年度における投資株式計上額が最も大きい会社である株式会社みずほ銀行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有状況は以下の通りであります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の政策保有に関する方針

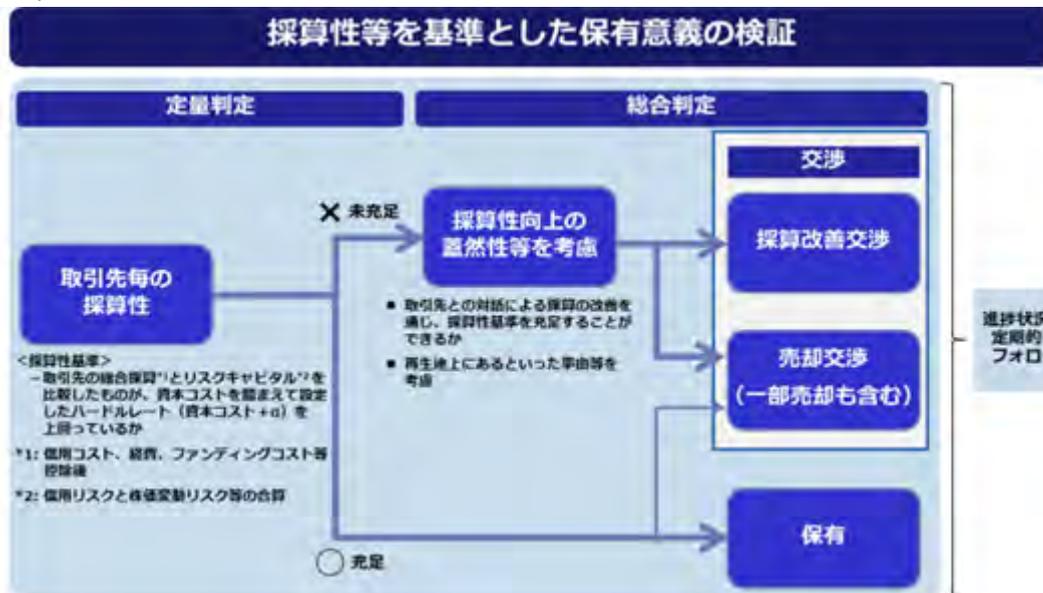
当社及び当社の中核3社（株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社）は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。

上記各社は、保有する株式について、個別銘柄ごとに、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。また、その意義が認められる銘柄についても、対話を通じて削減に努めていきます。

保有意義検証のプロセス

「上場株式の政策保有に関する方針」を踏まえ、以下のようなプロセスで保有意義の検証を実施しています。



「定量判定」により、採算性の基準を充足したお客さまの株式については、保有を継続致しますが、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、お客さまとの対話を通じて削減に努めていきます。

「総合判定」も踏まえ、「採算改善先」となったお客さまとは、信頼関係を基盤とした建設的な対話を実施し、採算改善が出来る場合には保有を継続し、採算改善が出来ない場合には売却交渉を実施します。

売却交渉や採算改善の状況については、進捗状況を定期的に確認するとともに、年に1回、取締役会にて全ての国内上場株式の保有意義検証を実施します。

2018年3月末基準における保有意義検証の結果、国内上場株式（2018年3月末：15,648億円※）のうち、4割半ばが基準未達となっております。検証結果は、基準時点におけるお客さまの取引状況や市場環境等により変動しますが、引き続き政策保有株式の削減を着実に進捗させてまいります。※取得原価ベース

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	1,067	2,912,571
非上場株式	1,071	138,770

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	504	発行会社との取引関係を維持強化するための取得
非上場株式	7	8,501	発行会社との取引関係の維持強化、及び当社グループの事業戦略推進のための取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	170	265,576
非上場株式	50	52,324

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

以下の全銘柄について、定量的な保有効果は個別取引等の秘密保持の観点から記載することが困難であるため記載しておりませんが、保有の合理性は、特定投資株式においては保有意義の検証プロセスに基づいて検証しており、みなし保有株式においては業績等の定期的なモニタリングを通じて確認しております。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東海旅客鉄道株式会社	8,642,300	9,783,300	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	217,855	193,122		
東日本旅客鉄道株式会社	15,520,000	16,780,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	165,676	164,309		
第一生命ホールディングス株式会社	45,000,000	45,000,000	発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。	無
	73,215	90,135		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
キャノン株式会社	22,558,173	22,558,173	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	72,028	87,864		
伊藤忠商事株式会社	31,200,000	31,200,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	62,930	62,868		
イオン株式会社	23,914,700	23,914,700	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	55,290	43,429		
株式会社村田製作所	9,001,374	3,000,458	発行会社との取引関係を維持強化するため。 株式数増加の理由は、株式分割が行われたため。	有
	50,902	44,316		
株式会社クボタ	31,506,000	31,506,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	49,149	57,845		
明治ホールディングス株式会社	4,617,386	4,617,386	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	41,007	36,154		
ヤマハ株式会社	5,958,794	6,597,294	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	32,910	30,974		
第一三共株式会社	7,302,876	8,591,876	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	32,183	31,996		
株式会社ダイフク	5,490,403	5,490,403	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	30,526	35,407		
ヤマトホールディングス株式会社	10,247,442	11,747,442	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	29,922	31,236		
関西電力株式会社	17,377,966	17,377,966	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	29,108	22,400		
株式会社ブリヂストン	6,623,000	6,623,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	28,611	30,485		
株式会社リクルートホールディングス	9,000,000	9,000,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	27,927	22,617		
株式会社 SUBARU	10,078,909	10,078,909	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	27,213	36,253		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社安川電機	8,100,856	8,100,856	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	27,032	39,305		
大和ハウス工業株式会社	7,661,854	7,661,854	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	26,640	30,417		
日清食品ホールディングス株式会社	3,375,000	3,375,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	25,737	24,330		
株式会社日清製粉グループ本社	10,447,048	10,447,048	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	25,678	21,479		
ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社	13,403,380	13,403,380	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	25,600	29,782		
ダイキン工業株式会社	2,000,000	2,000,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	25,080	23,674		
日本製鉄株式会社	12,199,898	16,299,898	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	24,070	38,549		
いすゞ自動車株式会社	15,965,705	15,965,705	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	23,820	25,896		
丸紅株式会社	30,000,000	30,000,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	23,520	23,220		
三井物産株式会社	13,388,918	13,388,918	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	23,484	24,930		
株式会社電通	5,000,000	5,000,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	23,205	23,175		
東京センチュリー株式会社	4,688,030	4,688,030	発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。	有
	22,746	29,815		
京成電鉄株式会社	5,715,000	5,715,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	22,288	18,785		
株式会社東芝	5,634,329	*	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	19,968	*		
東京急行電鉄株式会社	9,906,415	*	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	19,069	*		
東北電力株式会社	13,288,223	13,288,223	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	19,042	18,457		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
中部電力株式会社	10,564,097	*	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	18,635	*		
テルモ株式会社	5,394,000	2,697,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。 株式数増加の理由は、株式分割が行われたため。	有
	18,609	14,914		
日本精工株式会社	18,211,000	18,211,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	18,265	26,934		
ヤマハ発動機株式会社	8,277,247	8,277,247	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	18,011	26,503		
富士通株式会社	2,271,353	32,713,530	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	17,555	20,773		
株式会社ヤクルト本社	2,186,580	2,186,580	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	16,812	16,948		
東京電力ホールディングス株式会社	23,791,133	*	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	16,558	*		
京浜急行電鉄株式会社	8,317,609	*	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	15,553	*		
大日本印刷株式会社	5,706,600	7,456,600	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	14,369	16,337		
横浜ゴム株式会社	6,130,050	6,130,050	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	12,811	15,147		
旭化成株式会社	10,269,836	16,269,836	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	12,395	22,354		
株式会社ニチレイ	3,813,865	3,813,865	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	10,472	10,594		
セイコーエプソン株式会社	4,018,200	4,018,200	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	6,674	7,807		
アサヒグループホールディングス株式会社	514,756	514,756	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	2,462	2,860		
ライオン株式会社	23,844	23,844	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	55	48		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
横河電機株式会社	824	824	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	1	1		
大成建設株式会社	120	120	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	0	0		
株式会社資生堂	-	5,626,732	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	-	36,298		
JXTGホールディングス株式会社	-	40,998,264	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	-	26,279		
大陽日酸株式会社	*	16,365,647	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	*	25,137		
西日本旅客鉄道株式会社	*	3,250,000	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	*	23,975		
東ソー株式会社	*	11,028,655	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	*	23,248		
味の素株式会社	*	10,045,897	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	*	19,378		
電源開発株式会社	*	6,955,680	発行会社との取引関係を維持強化するため。	無
	*	18,724		
日本通運株式会社	-	636,491	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	-	4,454		
株式会社オリエンタルランド	-	350,800	発行会社との取引関係を維持強化するため。	有
	-	3,668		

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
株式会社オリエンタルランド	7,495,200	7,495,200	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	94,214	81,435		
株式会社資生堂	10,000,000	10,000,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	無
	79,870	68,130		
第一三共株式会社	14,402,892	14,402,892	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	73,454	50,784		
日本たばこ産業株式会社	23,660,000	28,800,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	64,946	88,300		
大成建設株式会社	7,857,800	7,857,800	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	40,389	42,432		
株式会社ヤクルト本社	4,957,000	4,957,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	38,367	39,011		
日産化学株式会社	7,418,500	7,516,800	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	37,611	33,224		
テルモ株式会社	10,400,000	5,200,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 株式数増加の理由は、株式分割が行われたため。	有
	35,152	29,068		
エーザイ株式会社	5,437,000	5,437,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	33,780	36,868		
株式会社村田製作所	6,000,000	2,000,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 株式数増加の理由は、株式分割が行われたため。	有
	33,072	29,140		
ライオン株式会社	13,262,000	13,262,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	30,900	28,420		
株式会社ミスミグループ本社	10,678,500	10,678,500	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	無
	29,387	31,191		
キャノン株式会社	9,057,000	9,057,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	29,100	34,896		
横河電機株式会社	11,261,000	11,261,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	25,798	24,751		
日本通運株式会社	4,150,000	4,150,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	25,564	29,548		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
アサヒグループホールディングス株式会社	5,132,100	5,132,100	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	25,301	29,083		
旭化成株式会社	19,800,000	19,800,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	22,611	27,700		
イオン株式会社	9,378,000	9,378,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	21,724	17,813		
総合警備保障株式会社	4,261,400	4,261,400	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	20,539	22,414		
株式会社コーセー	841,857	841,857	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	17,114	18,748		
Aflac Incorporated	3,000,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	無
	16,648	*		
セイコーエプソン株式会社	8,153,800	8,153,800	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	13,820	15,418		
大日本印刷株式会社	3,329,000	3,329,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	8,811	7,317		
株式会社ニチレイ	2,799,275	2,799,275	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	7,636	8,229		
ヤマハ株式会社	850,000	850,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	4,700	3,973		
日本製鉄株式会社	2,235,000	2,235,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	4,367	5,222		
横浜ゴム株式会社	1,858,500	1,858,500	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	3,821	4,577		
富士通株式会社	425,000	4,250,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	無
	3,394	2,782		
ヤマトホールディングス株式会社	1,000,000	1,000,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	2,859	2,668		
京浜急行電鉄株式会社	1,200,000	*	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	有
	2,253	*		
ジェイ エフ イーホールディングス株式会社	1,107,000	1,107,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。	無
	2,079	2,372		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
ヤマハ発動機株式会 社	575,650	575,650	退職給付信託運用のうち、議決権の行使 を指図する権限のあるもの。	有
	1,249	1,830		
味の素株式会社	*	2,983,000	退職給付信託運用のうち、議決権の行使 を指図する権限のあるもの。	有
	*	5,742		

- (注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額及び期末時価が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額及び期末時価の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。
- 2 当社の株式の保有の有無は、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式の保有の有無について記載しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。
- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。
- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構や一般社団法人全国銀行協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図り、積極的に意見発信を行うとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※8 47,725,360	※8 45,108,602
コールローン及び買入手形	715,149	648,254
買現先勘定	8,080,873	12,997,628
債券貸借取引支払保証金	4,350,527	2,578,133
買入金銭債権	2,713,742	2,828,959
特定取引資産	※8 10,507,133	※8 12,043,608
金銭の信託	337,429	351,889
有価証券	※1, ※8, ※16 34,183,033	※1, ※8, ※16 29,774,489
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 79,421,473	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 78,456,935
外国為替	※7 1,941,677	※7 1,993,668
金融派生商品	1,807,999	1,328,227
その他資産	※8 4,588,484	※8 4,229,589
有形固定資産	※11, ※12 1,111,128	※11, ※12 1,037,006
建物	341,533	287,634
土地	※10 628,836	※10 614,851
リース資産	25,468	22,557
建設仮勘定	24,975	36,300
その他の有形固定資産	90,314	75,661
無形固定資産	1,092,708	620,231
ソフトウェア	285,284	161,364
のれん	70,515	65,495
リース資産	17,756	5,839
その他の無形固定資産	719,152	387,532
退職給付に係る資産	996,173	982,804
繰延税金資産	47,839	37,960
支払承諾見返	5,723,186	6,062,053
貸倒引当金	△315,621	△287,815
資産の部合計	205,028,300	200,792,226

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
預金	※8 125,081,233	※8 124,311,025
譲渡性預金	11,382,590	13,338,571
コールマネー及び売渡手形	2,105,293	2,841,931
売現先勘定	※8 16,656,828	※8 14,640,439
債券貸借取引受入担保金	※8 1,566,833	※8 1,484,584
コマーシャル・ペーパー	710,391	941,181
特定取引負債	8,121,543	8,325,520
借入金	※8, ※13 4,896,218	※8, ※13 3,061,504
外国為替	445,804	669,578
短期社債	362,185	355,539
社債	※14 7,544,256	※14 8,351,071
信託勘定借	4,733,131	1,102,073
金融派生商品	1,514,483	1,165,602
その他負債	3,685,585	4,512,325
賞与引当金	66,872	68,117
変動報酬引当金	3,242	2,867
退職給付に係る負債	58,890	60,873
役員退職慰労引当金	1,460	1,389
貸出金売却損失引当金	1,075	630
偶発損失引当金	5,622	4,910
睡眠預金払戻損失引当金	20,011	19,068
債券払戻損失引当金	30,760	25,566
特別法上の引当金	2,361	2,473
繰延税金負債	421,002	185,974
再評価に係る繰延税金負債	※10 66,186	※10 63,315
支払承諾	5,723,186	6,062,053
負債の部合計	195,207,054	191,598,188
純資産の部		
資本金	2,256,548	2,256,767
資本剰余金	1,134,922	1,138,449
利益剰余金	4,002,835	3,915,521
自己株式	△5,997	△7,703
株主資本合計	7,388,309	7,303,034
その他有価証券評価差額金	1,392,392	1,186,401
繰延ヘッジ損益	△67,578	△22,282
土地再評価差額金	※10 144,277	※10 137,772
為替換算調整勘定	△85,094	△111,057
退職給付に係る調整累計額	293,536	254,936
その他の包括利益累計額合計	1,677,534	1,445,770
新株予約権	1,163	707
非支配株主持分	754,239	444,525
純資産の部合計	9,821,246	9,194,038
負債及び純資産の部合計	205,028,300	200,792,226

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	3,561,125	3,925,649
資金運用収益	1,622,354	2,056,327
貸出金利息	999,385	1,253,970
有価証券利息配当金	282,801	302,768
コールローン利息及び買入手形利息	5,569	5,510
買現先利息	127,923	229,637
債券貸借取引受入利息	17,172	25,081
預け金利息	119,839	123,545
その他の受入利息	69,662	115,813
信託報酬	55,400	55,153
役務取引等収益	766,612	765,977
特定取引収益	276,616	299,355
その他業務収益	304,214	312,815
その他経常収益	535,927	436,019
貸倒引当金戻入益	159,062	4,357
償却債権取立益	12,203	10,395
その他の経常収益	※1 364,660	※1 421,266
経常費用	2,778,677	3,311,531
資金調達費用	814,988	1,293,846
預金利息	308,018	480,593
譲渡性預金利息	65,532	129,752
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,995	11,030
売現先利息	230,554	374,524
債券貸借取引支払利息	5,500	7,292
コマーシャル・ペーパー利息	8,284	19,304
借入金利息	28,285	35,522
短期社債利息	114	28
社債利息	142,770	172,811
その他の支払利息	20,932	62,986
役務取引等費用	152,262	155,550
特定取引費用	829	1,987
その他業務費用	141,760	225,509
営業経費	1,488,973	1,430,850
その他経常費用	※2 179,863	※2 203,788
経常利益	782,447	614,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益	29,756	11,280
固定資産処分益	3,723	3,438
その他の特別利益	※ ³ 26,032	※ ³ 7,841
特別損失	12,250	509,138
固定資産処分損	5,219	5,414
減損損失	6,960	※ ⁴ 503,612
その他の特別損失	70	112
税金等調整前当期純利益	799,953	116,259
法人税、住民税及び事業税	190,158	161,376
法人税等調整額	1,469	△163,879
法人税等合計	191,627	△2,502
当期純利益	608,326	118,762
非支配株主に帰属する当期純利益	31,778	22,196
親会社株主に帰属する当期純利益	576,547	96,566

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	608,326	118,762
その他の包括利益	※1 157,233	※1 △229,304
その他有価証券評価差額金	102,332	△207,505
繰延ヘッジ損益	△77,205	45,391
土地再評価差額金	△133	-
為替換算調整勘定	△10,949	△23,882
退職給付に係る調整額	149,473	△35,577
持分法適用会社に対する持分相当額	△6,284	△7,730
包括利益	765,559	△110,542
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	734,303	△128,692
非支配株主に係る包括利益	31,255	18,150

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,275	1,134,416	3,615,449	△4,849	7,001,291
当期変動額					
新株の発行	273	273			546
剰余金の配当			△190,360		△190,360
親会社株主に帰属する 当期純利益			576,547		576,547
自己株式の取得				△2,431	△2,431
自己株式の処分		△53		1,283	1,229
土地再評価差額金の取崩			1,198		1,198
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		287			287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	273	506	387,385	△1,148	387,017
当期末残高	2,256,548	1,134,922	4,002,835	△5,997	7,388,309

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	1,289,985	10,172	145,609	△69,657	144,866	1,520,976	1,754	749,339	9,273,361
当期変動額									
新株の発行									546
剰余金の配当									△190,360
親会社株主に帰属する 当期純利益									576,547
自己株式の取得									△2,431
自己株式の処分									1,229
土地再評価差額金の取崩									1,198
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	102,407	△77,750	△1,331	△15,437	148,670	156,558	△590	4,899	160,867
当期変動額合計	102,407	△77,750	△1,331	△15,437	148,670	156,558	△590	4,899	547,884
当期末残高	1,392,392	△67,578	144,277	△85,094	293,536	1,677,534	1,163	754,239	9,821,246

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,548	1,134,922	4,002,835	△5,997	7,388,309
当期変動額					
新株の発行	218	218			437
剰余金の配当			△190,384		△190,384
親会社株主に帰属する 当期純利益			96,566		96,566
自己株式の取得				△3,001	△3,001
自己株式の処分		△23		1,295	1,271
土地再評価差額金の取崩			6,504		6,504
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		3,331			3,331
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	218	3,526	△87,313	△1,706	△85,274
当期末残高	2,256,767	1,138,449	3,915,521	△7,703	7,303,034

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	1,392,392	△67,578	144,277	△85,094	293,536	1,677,534	1,163	754,239	9,821,246
当期変動額									
新株の発行									437
剰余金の配当									△190,384
親会社株主に帰属する 当期純利益									96,566
自己株式の取得									△3,001
自己株式の処分									1,271
土地再評価差額金の取崩									6,504
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									3,331
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△205,990	45,295	△6,504	△25,963	△38,600	△231,763	△456	△309,713	△541,934
当期変動額合計	△205,990	45,295	△6,504	△25,963	△38,600	△231,763	△456	△309,713	△627,208
当期末残高	1,186,401	△22,282	137,772	△111,057	254,936	1,445,770	707	444,525	9,194,038

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	799,953	116,259
減価償却費	173,660	168,200
減損損失	6,960	503,612
のれん償却額	4,154	4,080
持分法による投資損益 (△は益)	△21,474	△51,215
貸倒引当金の増減 (△)	△194,197	△26,910
貸出金売却損失引当金の増減額 (△は減少)	777	△444
偶発損失引当金の増減 (△)	207	183
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△18	591
変動報酬引当金の増減額 (△は減少)	223	△375
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△24,803	△57,863
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,756	2,497
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	175	△41
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	939	△942
債券払戻損失引当金の増減 (△)	△1,959	△5,194
資金運用収益	△1,622,354	△2,056,327
資金調達費用	814,988	1,293,846
有価証券関係損益 (△)	△263,312	△195,755
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△139	△40
為替差損益 (△は益)	229,892	△170,422
固定資産処分損益 (△は益)	1,495	1,976
退職給付信託返還損益 (△は益)	△26,032	△7,841
特定取引資産の純増 (△) 減	△132,951	△1,536,520
特定取引負債の純増減 (△)	154,664	227,455
金融派生商品資産の純増 (△) 減	354,027	485,333
金融派生商品負債の純増減 (△)	△260,185	△355,068
貸出金の純増 (△) 減	△1,431,302	△2,407,594
預金の純増減 (△)	5,305,719	927,918
譲渡性預金の純増減 (△)	865,593	1,878,841
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△1,371,484	△1,800,307
預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 (△) 減	△9,678	611,070
コールローン等の純増 (△) 減	1,030,590	△4,807,554
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△1,000,475	1,772,393
コールマネー等の純増減 (△)	122,103	1,748,141
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△37,576	199,104
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△112,466	△82,249
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△141,992	△34,376
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△80,565	223,848
短期社債 (負債) の純増減 (△)	135,837	△6,646
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△411,073	286,158
信託勘定借の純増減 (△)	△50,946	△10,232
資金運用による収入	1,602,227	2,027,241

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
資金調達による支出	△797,725	△1,250,247
その他	△475,640	△75,059
小計	3,139,593	△2,460,479
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△172,892	△175,617
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,966,701	△2,636,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△60,973,137	△52,363,143
有価証券の売却による収入	42,292,827	38,799,373
有価証券の償還による収入	16,679,426	19,211,836
金銭の信託の増加による支出	△155,042	△109,630
金銭の信託の減少による収入	61,626	94,984
有形固定資産の取得による支出	△57,974	△42,703
無形固定資産の取得による支出	△181,647	△111,595
有形固定資産の売却による収入	16,385	7,811
無形固定資産の売却による収入	0	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,337	219
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,316,197	5,487,153
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	35,000	10,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△69,000	△45,000
劣後特約付社債の発行による収入	574,000	510,000
劣後特約付社債の償還による支出	△172,600	△5,000
株式の発行による収入	3	2
非支配株主からの払込みによる収入	1,450	3,514
非支配株主への払戻による支出	△1,065	△275,079
配当金の支払額	△190,382	△190,413
非支配株主への配当金の支払額	△25,832	△25,494
自己株式の取得による支出	△1,611	△2,124
自己株式の売却による収入	0	952
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,962	△18,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,203	△32,656
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	810,670	2,799,759
現金及び現金同等物の期首残高	45,523,663	46,334,334
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	△4,879,218
現金及び現金同等物の期末残高	※1 46,334,334	※1 44,254,874